

(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の初任給調整手当に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程(以下「旧給与規程」という。)第12条の規定に基づき、教職員の初任給調整手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(教職員の範囲)

第2条 旧給与規程第12条第1項の規定により、初任給調整手当を支給される教職員は次の各号に掲げる教職員とする。

- 一 医師免許又は歯科医師免許を必要とする職に採用された教職員であって、その採用が、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(以下「大学」という。)卒業の日から37年(医師法(昭和23年法律201号)に規定する臨床研修(以下「臨床研修」という。)を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律(昭和43年法律第47号)による改正前の医師法に規定する実地修練(以下「実地修練」という。)を経た者にあつては38年)を経過するまでの期間内に行なわれたもの
- 二 前項の経過期間内に新たに医師免許又は歯科医師免許を必要とする職を占めることとなった教職員

第3条 前条の規定に関わらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年に達している教職員には、初任給調整手当は支給しない。

(支給期間及び支給額)

第4条 初任給調整手当の支給期間は35年とし、その月額採用の日又は第2条第2号に規定する教職員となった日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額とする。この場合において、大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は第2条第2号に規定する教職員となった日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年)を超えることとなる教職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の教職員を除く。)に対する同表の適用については採用の日又は第2条第2号に規定する教職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

- 2 初任給調整手当を支給されている教職員が(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員就業規則第15条又は公立大学法人大阪教職員就業規則第21条第1項1号の規定により休職にされた場合における当該教職員に対する別表の適用については、当該休職の期間(給与の全額を支給される休職の期間を含まないものとする)は、同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入しない。
- 3 第1項後段に規定する教職員のうち同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表に掲げられていないこととなった教職員で特別の事情があると理事長が認める教職員に支給する初任給調整手当の月額及び支給期間は、同項の規定にかかわらず、理

事長が別に定めるところによる。

第5条 第2条各号に規定する教職員となった者（第3条に規定する教職員を除く。）のうち、これらの教職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

(支給の終了)

第6条 初任給調整手当を支給されている教職員が異動した場合には、異動後の職が医師免許又は歯科医師免許を必要とする職である場合を除き、当該異動の日から初任給調整手当は支給しない。

附 則

(施行期日等)

この細則は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

期 間 の 区 分	支 給 額
1 年 未 満	115,000 円
1 年 以 上 2 年 未 満	115,000 円
2 年 以 上 3 年 未 満	115,000 円
3 年 以 上 4 年 未 満	115,000 円
4 年 以 上 5 年 未 満	115,000 円
5 年 以 上 6 年 未 満	115,000 円
6 年 以 上 7 年 未 満	115,000 円
7 年 以 上 8 年 未 満	115,000 円
8 年 以 上 9 年 未 満	115,000 円
9 年 以 上 1 0 年 未 満	115,000 円
1 0 年 以 上 1 1 年 未 満	115,000 円
1 1 年 以 上 1 2 年 未 満	115,000 円
1 2 年 以 上 1 3 年 未 満	115,000 円
1 3 年 以 上 1 4 年 未 満	115,000 円
1 4 年 以 上 1 5 年 未 満	115,000 円
1 5 年 以 上 1 6 年 未 満	115,000 円
1 6 年 以 上 1 7 年 未 満	112,700 円
1 7 年 以 上 1 8 年 未 満	110,400 円
1 8 年 以 上 1 9 年 未 満	108,100 円
1 9 年 以 上 2 0 年 未 満	105,800 円
2 0 年 以 上 2 1 年 未 満	103,500 円
2 1 年 以 上 2 2 年 未 満	100,100 円

2 2 年 以 上 2 3 年 未 満	96,700 円
2 3 年 以 上 2 4 年 未 満	93,300 円
2 4 年 以 上 2 5 年 未 満	89,900 円
2 5 年 以 上 2 6 年 未 満	86,500 円
2 6 年 以 上 2 7 年 未 満	81,000 円
2 7 年 以 上 2 8 年 未 満	75,500 円
2 8 年 以 上 2 9 年 未 満	70,000 円
2 9 年 以 上 3 0 年 未 満	64,500 円
3 0 年 以 上 3 1 年 未 満	59,500 円
3 1 年 以 上 3 2 年 未 満	54,500 円
3 2 年 以 上 3 3 年 未 満	49,500 円
3 3 年 以 上 3 4 年 未 満	44,500 円
3 4 年 以 上 3 5 年 未 満	39,500 円

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第2条の教職員となった日以後の期間を示す。